

愛媛第9次粉じん障害防止総合対策5か年計画の概要

愛媛労働局



はじめに

粉じん作業により、新たにじん肺の所見がみられた労働者の数は、粉じん障害防止規則（以下、「粉じん則」という。）が全面施行された昭和56年以降、8次にわたり総合対策を推進した結果、平成28年には122人（愛媛では1人）まで減少し、対策の効果はあがっているものの、現在において依然として新規有所見者の発生が後を絶たない状況にあり、引き続き粉じんばく露防止対策を推進することが必要です。

厚生労働省は、粉じん障害防止対策をより一層推進するため、平成30年2月9日付け、基発0209第3号「第9次粉じん障害防止総合対策の推進について」を示し、愛媛労働局はこれを受けて、「愛媛第9次粉じん障害防止総合対策5か年計画」（以下「愛媛第9次粉じん障害防止計画」という。）を策定しました。（愛媛労働局HPを参照願います。）

事業者の方におかれましては、粉じん則及びじん肺法に定める措置を講じることがもとより、より防護係数の高い呼吸用保護具の使用等、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進することが望まれます。

また、粉じん作業に従事する労働者の方も、事業者が講じる措置の実施に協力しましょう。

第1 目的

愛媛第9次粉じん障害防止計画は、粉じん障害防止対策を推進する上での重点事項を定めるとともに、労働基準行政の実施事項及び事業者が講じなければならない措置等のうち、重点事項に基づき今後5年間において事業者が特に実施すべき措置を、「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」として示し、その周知及び当該措置の実施の徹底を図ることにより、粉じん障害防止対策のより一層の推進を図ることを目的とします。

（愛媛労働局HPを参照願います。）

第2 計画期間

2018年度～2022年度までの5年間

第3 重点事項

- (1) 屋内外における岩石・鉱物の研磨作業若しくはばり取り作業及び屋内外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策
- (2) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- (3) 呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進
- (4) じん肺健康診断の着実な実施
- (5) 離職後の健康管理の推進
- (6) 第8次粉じん障害防止総合対策愛媛5か年計画で取り組んだ事項（アーク溶接作業、金属等の研磨作業及び岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策）



第4 事業者における具体的な実施事項

(1) 屋内外での岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業及び鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策

屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業が呼吸用保護具の使用義務の対象作業となったことから、屋内外でこれらの作業を行う際には呼吸用保護具の使用を徹底すること。

(2) ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインの遵守

平成12年12月26日付け基発第768号の2「ずい道等建設工事における粉じん対策の推進について」において示された「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」(平成19年一部改正)に基づく措置を講じること。また、必要に応じ、建設業労働災害防止協会の「新版ずい道等建設工事における換気技術指針」(平成24年3月)も参照すること。



(3) 呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進

保護具着用管理責任者の選任 (平成17年2月7日付け基発第0207006号「防じんマスクの選択、使用等について」を参照のこと。)

呼吸用保護具の適正な選択、使用及び保守管理の推進

労働者に対し防じんマスクの使用の必要性について教育を行い、また、「保護具着用管理責任者」には次の事項を行わせること。

ア 呼吸用保護具の適正な選択、使用、顔面への密着性の確認等に関する指導

イ 呼吸用保護具の保守管理及び廃棄

ウ 呼吸用保護具のフィルタの交換の基準を定め、フィルタの交換日等を記録する台帳を整備すること等フィルタの交換の管理

電動ファン付き呼吸用保護具の活用について

防じんマスクを使用する場合と比べて、一般的に防護係数が高く身体負荷が軽減されるなど、より有効な健康障害防止措置であるため、じん肺法20条の3の規定により粉じんさらされる程度を低減させるための措置の一つとして、積極的に電動ファン付き呼吸用保護具を使用すること。

(4) 健康管理対策の推進及び離職後の健康管理の実施

じん肺健康診断を実施し、じん肺有所見労働者のじん肺の増悪の防止を図るため、産業医等による継続的な保健指導を実施し、平成9年2月3日付け基発第70号「「じん肺有所見者に対する健康管理教育のためのガイドライン」の周知・普及について」において示された「じん肺有所見者に対する健康管理教育のためのガイドライン」

に基づく健康管理教育を推進すること。さらに、喫煙が加わると肺がんの発生リスクがより一層上昇すること等から、じん肺有所見労働者には、積極的に禁煙の働きかけを行うこと。

また離職後の健康管理については、事業者は「離職するじん肺有所見者のためのガイドブック」(平成23年3月)を活用し、禁煙の働きかけを行い、離職者は日常の健康管理に努めましょう。



(5) 第8次粉じん障害防止総合対策愛媛5か年計画で取り組んだ事項の継続的实施

アーク溶接作業、金属等の研磨作業及び岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策については、引き続きその取り組みを継続して実施すること。

「愛媛第9次粉じん障害防止総合対策5か年計画」につきましては、愛媛労働局ホームページに掲載しておりますので、御確認願います。 URL: <https://jsite.mhlw.go.jp/ehime-roudoukyoku/>

詳しくは愛媛労働局労働基準部健康安全課又は最寄りの労働基準監督署へお問合わせください。

2018.06